

東京都児童福祉審議会条例

(平成 12・3・31 条例第 33 号)

(設置)

第 1 条 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(委任)

第 2 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前に児童福祉法第 8 条第 2 項の規定に基づき設置されていた東京都児童福祉審議会は、この条例による審議会となり、同一性をもって存続するものとする。